

審査基準（公表用）

様式第3号
 所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和2年佐賀県規則第63号		
手続名	砂れき採取禁止区域における採取の認可			根拠条項	第46条		
審査基準	<p>原則許可しない。ただし、公益上必要と認められ、河川管理者等が知事と協議し、河川法等の許認可等がなされた場合はこの限りでない。</p> <p>砂れきの採取には、別途河川法等の許認可が必要です。</p>						
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日